

奈良工業高等専門学校退学者の再入学に関する規程

平成20年7月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第25条第2項に規定する本校退学者の再入学に関し、必要な事項を定める。

(再入学資格)

第2条 本校の退学者で、勉学の意志が強固で再入学を希望する者とする。

(再入学の時期)

第3条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(出願手続き)

第4条 再入学を志願する者は、本校所定の再入学願書に検定料を添えて、1月末日までに校長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者の再入学願書は受理しない。

- 一 再入学を希望する年度の前年度に退学した者
- 二 学則第56条により退学した者

(再入学の選考)

第5条 再入学の選考は、口頭試問、面接及び在学中の学業成績を総合して行う。

(再入学学科)

第6条 再入学を許可する学科は、退学時に在籍していた学科とする。

(再入学学年)

第7条 再入学を許可する学年は、退学時に在籍していた学年と同一学年又は1年上位の学年とし、選考結果及び退学時の修得単位数を勘案して決定する。

(既修得単位数及び成績)

第8条 再入学を許可された学生の既修得単位数及び成績は、原則として再入学を許可された学年の下位の学年までの修得単位数及び成績とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月10日から施行する。

(様式)

再 入 学 願 書

平成 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

氏名 (自署)

住所

保護者氏名 (自署)

保護者住所

下記のとおり再入学を志願しますので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

再入学志望の学科・学年 工学科 学年

退学時の学科・学年 工学科 学年

退学年月日 平成 年 月 日付退学

再入学志望理由 (退学後の経過を含め、再入学志望に至る理由を明記のこと。)